平成２２年（フ）第４７号
宮崎県都城市梅北町7234番地１
債務者　青木　久子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７４号
宮崎県都城市金田町2691番地
債務者　兒玉美穂子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７６号
宮崎県都城市高城町有水5848番地２
債務者　松崎　　誠
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７９号
宮崎県都城市志比田町5192番地14
債務者　杉村　芳郎
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８１号
宮崎県都城市安久町6119番地２　谷口貸家Ｅ棟
債務者　加藤　幸子（旧姓髙見）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番29号　石塚ビル302号
債務者　日高　純子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市東千石町４番33―1001号
債務者　池田　恵子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目４番18―21号　パークヒルズ皇徳寺18棟201号
債務者　濵村知惠美
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目５番16号　アステージ重野３Ａ号
債務者　松元　恒子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市東坂元１丁目17番12号
債務者　鰺坂　克彦
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市喜入生見町635番地１　市営住宅603号
債務者　内薗かず子
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県大島郡天城町大字大津川687番地
債務者　富林　容子（旧姓兼子）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町23番地６－２
債務者　貴島早知子（旧姓田畑）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１２６号
沖縄県豊見城市字我那覇306番地３
債務者　金城　正人
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字西原49番地
債務者　米澤三枝子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７０号
宮城県柴田郡村田町大字村田字西原49番地
債務者　米澤　辰正
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２１２号
秋田市新屋北浜町１番30号
債務者　柴原麻希子
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部